

## 第1回研究会における主なご意見

### 1. 要介護状態にある家族の対象範囲に関する意見

- 介護休業に関して高齢者介護のみが対象であるとの使用者側の勘違いにより休業申請を断られるケースがある。
- 要介護状態にある家族の対象範囲は、人事部などにもわかりやすくなるように、「高齢者に限らず見守りが必要な児童（発達支援児、医療的ケア児）を含む」とすることや、「要介護のご家族（子、若齢者を含む）」とカッコ書きで記載することなどを検討してほしい。
- まず労働者自身が介護休業をとれるかどうか判断できるようにすることが重要であり、専門家のみが判断できるようなものでは不十分。そのためにも、育児・介護休業法上の要介護状態の対象範囲を労働者に対して分かりやすく情報提供する必要がある。

### 2. 現在の基準の表現に関する意見

#### （1）「外出すると戻れない」「物忘れ」

- 認定基準の「外出すると戻れない」「物忘れ」が障害児や医療的ケア児には当てはめにくい。
- ①「外出すると戻れない」については「1人で留守番ができない、困ったときに電話をかけられない、支援者が来ても玄関まで出ることが出来ない」という表現に、②「ものを壊したり衣服を破いたりすることがある」については「他者に対する暴力行為が時々ある、自身の欲求や気持ちが言語化できずに不適応行為が現れる」という表現に、③「物忘れがある」については「声かけが入りにくい、日課が崩れると適応できない」という表現にそれぞれ修正することを検討してほしい。
- 普段は自力で外出できるが、バスや電車が事故などでとまってしまったときなどの緊急時に対応できず、助けてと言えずにそこでじっとしてしまいSOSを出せない場合も、介護両立支援制度を利用しうることを明確化してほしい。

- 知的障害・自閉スペクトラム症の方は、「物忘れ」が当てはまらないが、声かけが入らない、ルーチンが崩れるとパニックになる場合があるので、それらをどのように当てはめればよいか、わかりやすい言葉で判断基準に明記してほしい。
- 「物忘れ」は、自閉スペクトラム症のこどもには当てはまらないため、日課の変更に適応するのが難しく情緒不安定や問題行動を起こす、などの表記に変えてほしい。

### (2) 医療的ケア、服薬の管理関係

- 医療的ケアが必要な人で身体障害の者は①～③の判断基準で対応できると考えられるが、それ以外の者については丁寧に見ていく必要がある。障害が比較的軽度であっても、自己管理まではできないこどももいる。医療機器を使うことが多くなっていることもあるし、てんかんの発作が起きたら見守りが必要なので、自分で行動できるか、命を守る観点で丁寧に見ていく必要があるのではないかな。
- こどもの場合は特に薬の管理や意思伝達が難しい場合が考えられるので、その観点からも分かりやすい基準になればいいと思う。

### **3. 手帳取得との関係性**

- 脊髄損傷で障害手帳1級の人が車椅子マラソンを完走するケースもあり、手帳は要介護度と必ずしもリンクするものではないが、受給者証と障害支援区分の関係性を検討する余地はあるのではないかな。
- 手帳の所持は任意であることもあり、手帳を取得していない者の中でも重度の介護が必要な者もいる。逆に発達障害のような場合は「5領域 20項目」や、障害支援区分との関係性を踏まえて今回修正する判断基準を伝えていく方が丁寧だと思う。
- 「5領域 20項目」は細かく記載しており、それに当てはめつつ、引きこもりのこどもや人との関わりを入れていけばよい。

#### 4. その他

- そもそも、介護休業の対象は、高齢者介護だけでないことの情報提供が重要。介護保険制度は、65 歳以上の要介護・要支援の高齢者だけでなく、40 歳～65 歳未満でも末期がん等の特定疾患の者にも使えることが知られていないので、広報が重要。
- 令和7年からは40歳のタイミングで労働者に介護保険制度の情報提供することが望ましいこととされるが、その際に介護休業の対象範囲が高齢者だけではないこともあわせて伝えられるとよいのではないかと。
- 有期雇用労働者は介護休業がとれないと企業担当者が誤解しているような状況は改善が必要。
- 「介護」「介助」といった記載があると本来判断基準に該当するような場合も介護休業等が認められないという声がある。企業側からすると「支援」を必要とする場合に当てはめにくいケースもあるのではないかと。
- 判断基準に当てはまれば選択的措置義務のフレックスタイム制やテレワークなど、柔軟な働き方が利用可能であることも周知する必要がある。